

平成29年第1回臨時会

(1月20日招集)

山都町議会会議録

平成29年1月第1回山都町議会臨時会会議録目次

○1月20日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第1号 山都町保育所条例の一部改正について	2
日程第4 議案第2号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	10
日程第5 議案第3号 物品売買契約の締結について（セキュリティ強化対策機器一式）	13
閉会	16

1 月 20 日（金曜日）

平成29年1月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 平成29年1月20日午後3時0分招集
 2. 平成29年1月20日午後3時0分開会
 3. 平成29年1月20日午後4時01分開会
 4. 会議の区別 臨時会
 5. 会議の場所 山都町役場議場
 6. 議事日程（第1日）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第1号 山都町保育所条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第2号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第6号）について
 - 日程第5 議案第3号 物品売買契約の締結について（セキュリティ強化対策機器一式）
-

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二
環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
監査委員	森田京子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午後3時0分

○議長（中村一喜男君） こんにちは。本年もよろしくお願ひいたします。ことしは穏やかなよい年でありますよう、祈りたいと思います。

では、ただいまから平成29年第1回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、後藤壽廣君、5番、藤澤和生君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第1号 山都町保育所条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第1号「山都町保育所条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 御説明申し上げます。

議案第1号、山都町保育所条例の一部改正について。山都町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年1月20日提出、山都町長、工藤秀一。

提案理由。本町の保育所を統合して、新たな保育所を整備するに当たり、保育所条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。

山都町条例第号、山都町保育所条例の一部を改正する条例。山都町保育所条例（平成17年山都町条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表中、浜町保育園、山都町下馬尾313番地、浜町第二保育園、山都町畑470番地、金内保育園、

山都町金内152番地の2、矢部同和保育園、山都町城原162番地7を、山都みらい保育園、山都町城原162番地7、金内保育園、山都町金内152番地の2に改める。

附則。施行期日。

1、この条例は平成29年4月1日から施行する。（山都町保育所条例の一部を改正する条例の廃止。）

2、山都町保育所条例の一部を改正する条例（平成27年山都町条例第24号）は、廃止する。

次のページをお開きください。

新旧対照表は先ほど申し上げました、ごらんのとおりでございます。

最後に、山都町統合保育所の名称選考について申し上げます。

公募について。募集期間、平成28年9月14日水曜日から平成28年10月14日金曜日まで。応募総数303通。応募名称の数88でございました。

1次審査結果。応募の中から各委員が10の名称を選考し、それぞれ1点を付与しました。

読み上げます。矢部保育園、応募数、1次結果、5。以下、順次読み上げます。

山都みらい保育園、5、5。同和保育園、121、3。なかよし保育園、2、3。やまと保育園、3、3。山の都保育園、4、3。すずらん保育園、1、2。浜町保育園、4、2。ひまわり保育園、3、2。もみじ保育園、1、2。矢部同和保育園、43、2。矢部同和なかよし保育園、1、2。矢部未来保育園、1、2。山都同和保育園、6、2。やまと和保育園、1、2。やまびこ保育園、2、2。

同数でございましたので16名称となりました。

2次審査結果。1次審査の上位16の名称について、各委員が最優秀一つに5点、優秀二つに各3点を付与いたしました。

結果でございます。

山都みらい保育園、2次の結果、21。矢部保育園、2次の結果、13。同和保育園、2次の結果、10。以下はごらんのとおりでございます。

3次審査結果。2次審査の上位三つの名称につきまして、委員意見交換の後、各委員の投票により最優秀賞を選定いたしました。

山都みらい保育園、3次の結果、3。同和保育園、2。矢部同和保育園、2という選考決定でございました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、これ、私はこれにはかなり時間が要ると思いますけれども、的確に、率直に答弁してください。

これ、見ますとね、この同和保育園は圧倒的に多いんですよ。どういう誘導をしたのかという思いがしてなりません。

まず町長、名称をこういうふうに変えるというのは議案で出てきたわけじゃなくて、一般質問で、あそこは環境が悪いという、その第一声から始まっている。私から言わせると、まさに差別むき出しの意見だったと思うんですよ。あそこは部落があるからと言わんばかりの話。一応それは置きましょう。

町長、仮にこれをやったときに、結果として同和保育所を廃止するということでしょう。ほかの保育所も廃止するということで、それぞれの地域に説明があつてますね、説明が。しませんでしたか。したでしょう。第二保育園も、白糸保育園も。あるいは、浜保についても関係者には説明をしていると。同和保育園に対しては何の説明もない。何にもありませんよ。これはどういうことか。最初から、あなたたちは差別意識に毒されながらこれをやってしまった。

まず、町長に聞いておきます。同和保育所、事実上、もしこれが認められれば、もうなくなるわけですね、完全に。なくなりますから、それじゃ、あえて聞いておきますが、同和保育所の存在理由は何だったかということ、まずは。

2番目に、同和名称にはどんな理念が込められていたのか。

この二つをきちんと説明をしてください。町長だけで不十分な場合は、担当課長なり、何なりスタッフが説明してください。

まずは提案者である町長のしっかりした基本認識を聞きます。3回しか聞けませんからね。的確に答弁してくださいよ。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まずは、同和保育所の存在理由ということが第1点目でありました。

同和保育所については、昭和57年に設立をされましたけども、子育て中の親の就業保障ということに一番重き置いて、そしてまた、被差別状況にある子供を受け入れ、解放の担い手となる子供を育ててほしいということがあったと聞いております。その願いのもとに昭和57年に設置をされたということでもあります。

この同和保育所を運営されていく中で、やっぱり子供たちの遊びの中ですけども、いろんなことに気づかされたということがあったと聞いております。それは、遊びを通して学ぶということ自体を親が教えていないということがわかったということでもあります。それは、文盲の方や生活に余裕がないこと、こういうことが被差別部落が抱えざるを得ない課題である生活困窮に起因する負の連鎖そのものであったというふうに考えております。

それから、具体的に気づいたということは、語彙が少なくて体がかたい。それから、一般的な遊びも知らないというようなこともわかったということでもありますけども、そういう中で受け入れていくと、被差別部落以外の子供たちも預けられるようになって、やはり部落以外にも同じ環境にある子供たちがいるということがわかってきたということでもあります。人格形成が行われる大切な乳幼児期に、本来、普段の生活の中で教えるべきことができていないということで、この就学前教育というものを、この保育所で補完をしていかなければならない。同和保育所はそういう役割があるというふうに、この育ちを、子供たちを預かって保育をする中で気づかされたということでもあります。

そして、言葉は悪いですけど、それまで子守保育といわれる点から脱皮して、親の生活をからって子供たちをしっかりと育てていく。育ちの保障をやっていく。こういう公立保育所でなければならないということをみんなで考え、同和保育所が保育をする中で、そういう大切なところに実践を通して気づき、それから、それを公立保育所の基本理念、保育の基本理念とされたということで、大変、同和保育所が担ってきた役割は非常に大きいというふうに考えております。

今後もその理念というのは引き継ぎながら、まずはこの保育士を初め、役場の職員含めて、そのことを十分胸に置きながら、同和保育所の存在理由ということでもありますけども、その辺はしっかりと継承していくということが最も重要であるというふうに考えております。

それから、名称のことでありますけども、名称については、同和保育所は57年の設立時において、保育園の名称については水平社宣言の「人間に光あれ」から、光とか、やまびことか、緑などの名称も候補に上がったと聞いておりますけども、同胞一和という言葉から同と和をとり、国の責務として人間解放、差別解決のため、呼び名として生まれた同和を名づけられたということを知っております。人間解放の精神を踏まえた、建設された保育所の目的を表明するというので、この同和保育所がついたということを知っております。

今回の名称の選考については、以前も申し上げましたが、同和の名前を残してほしいという意見もありました。それから、名称を変えてほしいという意見もございました。いろいろな御意見がある中で、同和保育所設立時から関係された皆様が大変な御苦勞をされたということも聞いておりましたので、そのことを考え合わせると非常に難しい判断になることが想像できましたので、私も随分と悩みましたけれども、そのような中で、このほかにも多くの意見があるんじゃないか。また、判断に対して、行政だけで、あるいは私の一存で名称決定していいのかという思いから、名称を公募することとして名称選考委員会での論議をもとに統合保育園の名称を決定したということがございます。

御質問の点に正確に答えられたかどうか分かりませんが、そういうような回答をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） やめていく町長に、私はこういう形で対決しなきゃならんというのは非常に残念だ。あなたが今言ったことは全部つけ焼き刀。自分の生き方に重ねて、どれだけ部落問題を考えたのかということですよ。自分の一存で決めていいのかとって公募したと。公募したけれども、一番多いのは同和じゃないですか。圧倒的に多い。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君、保育所条例の一部改正ですので、質疑をお願いいたします。

○12番（中村益行君） これは大事なところだけ、ちょっと言わせてください。これまでの同和行政の根幹にかかわることだから聞いてるんです。それがええかげんにいいんですか。

よそには説明している。同和保育所の関係者には全く説明してない。これはみんな、議員さんたち、知ってくださいよ、これ。この2代にわたる厚生委員会が答申したのは、同和保育所に統合するということでした。きちんとしたパンフレットもできてきてる。それを全く無視した形で、

あなたが議会からの差別発言に迎合した形で公募したんです。公募したその内容、審査内容を見てみると、意図的にいかにして同和という名称を外すかと、最初から排除の論理じゃないですか。

今、あなたがる言ったのは、三十何年前に同和保育所をつくるころの子供たちの実態、その実態を、恐らく当時かかわった保育士あたりから聞いた話でしょう。そのとおりですよ。それは何を言ってるかという、そこに象徴される普遍的なものがあるんです。それを原理にしなから、それを大きな理念にしなから、子育ての町にしていこうと。人権の町と。これはとりもなおさず、この町の象徴的なあり方としての同和保育所だったんです。その辺が全くわかってない。つけ焼き刃的にきょうをしのげばいいっていうもんじゃないんですよ。

それでは、2番目に聞いておきます。もう一回。どうして地元には説明しなかったのか。ほかの保育所には全部説明してるんですよ。福祉課長、どうして地元には説明しませんでしたか。

建設をする、だから、工事にかかわって騒音がしたりごみがしたりしますという説明はしたね、あなたは。説明の日に、私もあそこの住民だということで気づいたんでしょうか、きょう6時からありますということで、4時半ごろ、私に電話してきた。ただそれだけの説明ならもういいと私は言っときました。でき上がってみると、私の事務室、行ってみてください。穴蔵です。冬は非常に暗い。電気をつけなければ仕事できません。それはいいです。

しかし、事ほどさように、どうして同和というのが、あなたたちは逃げなきゃならないのか。同和名称のどこが悪いのか。もう一回、町長、説明してください。

○議長（中村一喜男君） 中村益行君、保育所条例の改正です。

○12番（中村益行君） だから、保育所条例が変わるとでしょう。

○議長（中村一喜男君） それについての質疑をお願いいたします。

○12番（中村益行君） だから、聞いとるわけですよ。だから、どうして説明もなしに改正していったのかということですよ。非常に大事なことから。議長、申しわけないけれども、これだけは言わせてもらわないと。私はこれに命をかけてきた、四十数年。人からいろいろ言われながら、議会で孤立しながらも。これは全部、人としてどう生きるかという問題ですよ。

どうして説明しなかったか。町長、答えてください。ほかの保育所には、保護者にも地域にも説明してるんでしょう。ここは閉園しますという。同和保育所関係には閉園するということは全くしてない。そして、2代にわたる文範委員長、藤澤委員長のとき、それぞれやっぱり同和保育所に統合する、そういう答申書、ここに資料まで皆さん出してきたでしょう。議長、答弁させてください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 同和保育所の閉園に当たっての説明がなかったということについては、場所的に、同じ場所にということであるんで、その辺が働いたのかなというような気がいたしますけれども、その配慮が少し足りなかったのかなというふうに思います。

それから、同和という名称は、先ほど言いましたとおり同胞一和ということで、これはもう読んで字のごとく、本当に一つになるとか、公平にだとか、そういうふうなフレーズとしては非常にいい言葉であるし、年号の候補にもなったということで、それも承知しておりますし、何も同

和という問題に、私はこれを排除しようとかそういう気持ちでやったわけではありません。

やはり保育所を統合して子育て支援センターも設ける、それから病後児保育も設けていくということで、この山都町を担う子供たち、これは親だけでなく、地域、それから保育所、特に公立保育所はその責任が大きいと思いますんで、そういう新たな公立保育所をつくりたいということで、そういうことで公募をやったほうがいいんじゃないかと。いろんなお考えがあるというのは十分承知しながら、そういう判断をさせていただいたわけでありまして。

本当に申しわけございませんけども、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 全く理解できません。

それでは、説明ができなかったということ、しなかったということ、非常に今でも的確じゃないですね。やっぱりどっかに皆さんには無意識の内に偏見がある。同和という名称は立派な名称だと。これは、私が同胞一和の話をするやってきました。元号候補にもなったわけですから。同じ国土に生まれた人間はみんな同じなんだと。どうして特別に見らにゃならんのかということから、この同和という名称はあったわけです。これは、書経か何かから出てくる、同胞一和というのはですね。それがなぜいけないのか。それじゃ、この選考委員に、町長、そういうことを選考委員にレクチャーしましたか、課長。選考委員さんたちはこれを私は……。

○議長（中村一喜男君） 中村益行君、これは名称についての質疑ではありませんので。

○12番（中村益行君） いや、名称が……。

○議長（中村一喜男君） 条例改正の質疑です。

○12番（中村益行君） この内容は、名称が条例そのものになってるんですよ、これはですね。だから、それだけは3番目に聞いておきます。どれだけこの人たちにレクチャーをしたのか。なぜ同和がいけなかったのか。それを聞いておきます。それを踏まえた上での条例改正ですから。そうでしょう。だから、この設置条例そのものが、私はそういう経過をたどって出てきていますから、聞かざるを得ない。

それと町長、最後に聞いておきます。この理念を。あなたが言った理念は十分ではないけれども、この理念を今後この町の教育理念、あるいは行政理念に据えていきますか、どうなのか。それを聞いておきます。

ただ、あなたたちはずっとかわっていきます、今後はですね。担当も人事異動でかわります。しかし、これをしかとしたものとして、どう確かなものを残していくのか。本当に私はつらい。あなたにこういう形で最後に厳しく叱責しなきゃならんということは非常につらい。しかし、それだけは許せない。だから聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 委員にレクチャーをしたかという点なんですけども、公平公正を期すために、委員への、委員就任への関与も私は実はしておりませんし、ただ、この同和保育所の名前がついたこと、これについては、十分事前にお話はしておいたほうがいいんじゃないかなと、

そういうことは担当のほうには申し上げた、指示したということはありません。どういうふうなつなぎをしたかはわかりませんが、最低限度それはやるべきだろうと私は考えました。

それから、理念についてでありますけれども、先ほど申し上げたことと重なりますけれども、これだけの同和保育所が担ってきた役割があります。それから、気づきをさせてもらった。そして、何が足りないのか。やはり子守保育から、その子供たちが、例えば先ほど言いましたように、環境が劣悪であれば劣悪であるほど、語彙、言葉や単語が少ない。それから、体がかたい。やはりそれは本当に学説でもいわれてるとおりである。そういうことを、一人一人を見て、この子の家庭環境がどうなのか、家庭訪問なんかもずっとやって、子供が背負ってる部分を、保育士が一人一人を注視して、それを補完する。お母さんのかわりになるような、この大事な幼児期、乳幼児期に育ちを保障していくということを、これが一番の保育士の基本理念なんだ、方針なんだということは、やはり徹底をさせたいと考えますし、これまでの同和保育所がそれまで実践されてきたことについて、何らかの文書化をして職員の人たちの園訓みたいな、それが掲げられたらいいなというふうに考えますし、そういう、ただただ、この同和保育所があったんだなんていう話じゃなくて、どういうことが同和保育所で気づかされ、そしてどういうことが保育としては最も大切なことかということを含めて、それをあらわし、それをつないでいく。そして、新しい保育士さんが来ても、そして私どもも、職員も、それをやはり教訓にさせていただき、人権啓発の資料として活用はしていきたいというふうに考えております。

憲法のほうでも書いてありますとおり、やはり自由とか権利は、不断の努力が必要なんだと書いてあります。これを保持していくためには。やっぱり私どももそれが本当に大事なことだと思いますし、同和問題を含む人権問題については、町の最重要課題に上げているのはもちろんでありますけれども、全町、全職員挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。周知徹底を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

（「討論させてください。反対ですから」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） では、討論を行います。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さん、時間をとって恐れ入りますけれども、これは人の生き方にかかわる大事なことですから、私は看過することはできないということで討論させていただきます。

今、町長からありましたように、憲法14条は法のもとの平等をうたっておりますね。それに基づいて同和对策特別法ができました。つい最近、部落差別解消推進法というのもできたんですよ、1カ月前に。知ってますか。部落差別は根深く残ってるということなんです。だから、そこから、その差別の現実から導き出された普遍的な教訓があるんです。それを同和保育に生かしてきた。そして、この町の全保育、全教育に広げてきた。これは、保育現場、教育現場は、非常に真摯に取り組んでいる。そういう意味では議会が一番おくれる。あるいは、執行部の課長たちが一番

おくれてるんじゃないかな。言葉では、差別はいけません、ちゃんと部落差別なくすように同和行政をしっかりとやっていきますと言うけれども、これは本当に、人の生き方として、あるいは行政のあり方としてそれは重なっているのかということ、私はたびたびそういう意見書を書いて執行部のほうには差し上げてきました。

特に、この同和保育所につきましては、今言った部落差別の現実から発してスタートしたんですけれども、これはほかの保育所と違って、特別措置法に基づいて解放運動が戦いの中から勝ち取ってきたんですよ。そういう歴史的な経過がある。あるのに全く何の説明もしない。ただ成り行きであれこれの保育所ができたのとわけが違うんです。

非常に厳しい差別の現実の中から、戦いの中から、人間の平等を叫びながら、そして、どんな子どもみんな、発達の保障がされるべきであると。部落の子ばかりでない。部落の子に象徴されるような被差別状況の子がたくさんおる。当時は、いわゆる措置的な考え方でした。行政のほうで保育というのはしてやるというような姿勢でした。そうじゃなくて、行政がやっぱりそれを受けとめて、きちんと全面発達の手だてをしていくべきだと。それは同和保育所が身をもって、実践の中で行政を変えていった。そういう歴史がある。そういう歴史があるのに、何の説明もないというのは差別そのものですよ。

今、町長はこの理念を大事にしながら、今後、きちんと持続していくということがありましたけれども、私は皆さんが、今の段階ではこのメンバーだったらそうするでしょう。しかしもう、名前が変わったならば、そのうち忘れられて、単なる昔言っておった子守保育的なものになってしまう。本当に発達保障の場になるのか。

保育を教育という視点から問い直して取り組んだのが同和保育所なんですよ。これが熊本県下の保育をリードしてきた。それは、私は胸を張って言えると思います。そういう意味じゃ、私はそういった保育の先進地の町長ということで、町長は胸を張ってもらいたい。

これだけの実績を持ってきた同和保育が、ただこういう形で簡単に変えられる。歴史を無視して。数字を見てみると圧倒的に同和が多いんですよ。いかにして同和という名称を外すかということに努力したような感じがしてなりません。選考委員が何人おられたか知りませんが、この人たちに、今、話聞いてみると、どうも選考を丸投げした。町長は一応、基本的なことは言うべきだろうということで担当には言っておったということだけれども、どうも担当はそれを言っている節はありません。これは今後、おいおいわかっていくでしょう。結局、最後は余り経過も知らない町の人たちに丸投げしたということですから、これは差別そのものです。同和という名称をなくした時点で、あなたたちは差別側に立ったと。

ちょっと聞いてみてください。これは、同和という名称の問題以前の問題として、同和という名称に違和感を持って名前を変えろとか何とかということの人間性のほうがずっと問題なんですよ。それに迎合したあなたたちも問題なんです。そういう認識を持ってください。

そういう意味で、私はこの条例には、満腔の怒りを込めて反対します。これはまた分析していきます。これに出ている表をですね。いかにしてこの同和という名称を外していくかと。そういうことで、これはみんな意図的になされていった選考であったというふうに私は見らざるを得な

い。ましてや何の説明もない。関係者に全く説明がない。これほどの人権侵害がありますか。最後の最後になって大変な侵害をしたということを強調して反対の討論を終わります。

○議長（中村一喜男君） 次に、賛成者の討論を求めます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「山都町保育所条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第2号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第2号、平成28年度山都町一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

歳出から説明をいたしますので、5ページをお開きください。

4款の2項1目塵芥処理費でございます。

補正額が8,462万9,000円です。財源の内訳が6,770万3,000円、国庫補助金でございます。地方債が1,690万円。最初の節で工事請負費が8,462万9,000円。これは小峰クリーンセンターの煙突修復工事に係るものでございます。熊本地震によりまして煙突内部のれんがが緩んだり、張り出し等の発生があることが判明をいたしました。今後、内部の欠落ですとか、煙突本体の劣化が進行するおそれがあるということ、そういった可能性が高いことから、内部れんがの解体撤去ですとか、煙突部の修復工事を行うという内容のものでございます。

次に、7款の2項6目の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費でございます。2,540万円の補正でございます。これは、平成28年度の調整交付金の2次交付が、今般内定がありましたものですので、町道鍛冶床線改良工事に係る事業費を今回計上したものでございます。国庫支出金が2,508万5,000円でございます。

続きまして、歳入でございます。上の4ページです。

ただいま歳出のところでも申し上げました22款町債は見てのとおりでございます。

説明しました以外は、一番上の11款1目の地方交付税です。今回は、特別地方交付税31万2,000円で財源調整を行っているところでございます。

次に2ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。これは4ページにございました廃棄物処理施設に係ります災害復旧事業債の補正を行っているものでございます。

それでは、表紙の次をごらんいただきます。

平成28年度山都町一般会計補正予算。平成28年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222億700万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

平成29年1月20日提出、山都町長でございます。

以上で一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番後藤です。今、塵芥処理施設の処理で6,700万ほど予算が計上されたわけですが、これにつきましては、国庫支出金と地方債、それに充当率があるので若干の町の負担かと思えますけれども、この災害の内容につきまして、今、総務課長から説明がありましたけれども、今になってこういう災害が発見されたということでしょうけれども、これについての経緯と今後の内容の中身、これについてやっぱり一応報告をしてもらわんと、どのような状況なのかということがわかりませんし、これにつきまして担当課長の説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。まず、発生と今回までの経緯ですけれども、昨年4月16日の本震の翌日、施設の点検をした際に、煙突の内部に内壁の耐火れんがが崩落していたという状況を見ました。早速、保守点検の委託業者に来てもらって調査をしたところ、煙突の頂部、突端部から約1.5メートルの付近からの内部の耐火れんがが崩落していたという状況を確認しました。それと、周辺の目地の緩みですね、この点を確認したところです。

このときは、煙突の頂部といいますか、はしごを登って一番上からライトをともして、見える範囲を目視での確認ということで、その分の補修でいけるだろうという判断で、そのときにはそれから積算、それから施工方法について検討して第4号補正にて修繕費のほうを議決いただいたところです。

その上で、10月末に発注し、11月25日に着工しました。施工方法は、煙突の突端部から大型ク

レーンでゴンドラをつるしてする作業で、このときに一番最下部まであわせて点検をやりました。その時点で、今、今回、修繕するレンガの緩みとか、目地部のずれとか、そういったものが一番地上部から約5メートルから上の中でそういう状況が確認できたということでございます。それからまた、工法の検討、積算に入って、今回、補正の第5号で提案をさせていただくものです。

今回の工事は、先ほど総務課長のほうからも説明ありましたが、環境省の廃棄物処理災害復旧事業として申請することとしており、2月の2日に査定を受けることにしております。

それから、工法ですけれども、今の現施設は内部ライニングレンガが構造といわれるもので、コンクリートの内側に耐火レンガを積んでコンクリートを保護しながら煙を排出するという構造ですけれども、今回の工事では、耐熱性の高い特殊鋼材ですけれども、これを円筒のものを上からクレーンでつるして挿入していくという工事でございます。

部材は1本が約10メートルでこれを4本、接合部は溶接で固定するという工法になります。

工期は約6カ月を見込んでおります。工事期間中は、まず、前提として、施設の稼働を中止するわけにはいきませんので、工事期間中は仮設の煙筒をまず建てます。仮設の煙筒を利用しながら施設のほうは稼働させるという工法で進めていきます。

この仮設の煙突もかなり経費がかかるのではあるんですけれども、他町村の施設へのごみの受け入れの依頼も検討はしたんですけれども、工事期間中の運搬費用ですとか、また、持ち込み料の費用と比較すると、仮設の煙突を立てて自前で稼働させたほうが経済的という判断をして、今回の工法を決定したところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 内容は、仮設もしなくちゃいけないということですが、なかなか工法的にわかりづらいところもありますし、道路工事でしたら設計書あたりが見れて、こういうふうにするんですよというような説明、通潤橋の橋にしても同じ、こんな工法でやるんですよという説明がありましたけれども、これにつきましては、ぜひ私たちにもわかるような図面等での説明が必要かと思えますし、ぜひ、こんな工法でやるというようなことが、見て、素人ですとわかりませんが、説明をいただけたらというふうに思っておりますので、そこ辺の取り組みもよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 答弁はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今の話をちょっと聞きますと、これ、やっぱり特殊な工事になりませんかというふうに思います。そうなった場合、年前からもいろいろ議論しまして、ありましたよね。その辺がどうなのかなど。随契あたりにまたお願ひせにやんいかんところになつとじゃなからうかという気もしますが、そのあたりはいかがですかね。業者あたりもたくさんおられるところのものなのか。これは特殊工事じゃなからうかと思うとですよ、このあたりは。そういうことはどういうお考えなのか、お聞かせいただけたらと思えます。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。議員おっしゃるとおり、かなり特殊な工事でございます。クリーンセンターの施設の年間の管理につきましては、管理と申しますか、点検については、保守点検業を委託した上で毎年点検をやっているんですけども、これは当初の設立時の工事を請け負った業者に委託して点検のほうをやっているところです。

今回の、当初の煙突の崩落した段階での調査も、その業者にお願いして、状況あたりを専門的な分野の目から判断してもらったものでもあります。今、今後の入札に関しては、監理のほうとも協議をしてるところですけども、最終的には随契も視野に入れながら検討せざる得ない状況とも考えてもおります。もう少し時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 物品売買契約の締結について（セキュリティ強化対策機器一式）

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第3号「物品売買契約の締結について（セキュリティ強化対策機器一式）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、物品売買契約の締結について議案を出しておりますので、よろしく申し上げます。

議案第3号、物品売買契約の締結について。次の物品について売買契約を締結することとする。平成29年1月20日提出、山都町長。

番号、山情備第1号です。

品名、セキュリティ強化対策機器一式。

契約金額、1,168万2,792円、税込みです。

契約の相手方、熊本県熊本市中央区南熊本5丁目1番1号。西部電気工業株式会社熊本支社、取締役熊本支社長、増田毅。

入札の方法、指名競争入札。

提案の理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

1枚おあげいただきたいと思います。

今回の物品売買契約の概要でございますが、4番目、入札は1月13日に行っております。

5番目、本件の概要ですが、本件は総務省自治体情報セキュリティ強化対策事業の一環であり、庁内情報ネットワークをマイナンバー利用事務系、それからLGWAN（庶務事務関係です）の接続系、またインターネット接続系の三つのネットワークに分割し、マイナンバーの利用事務系及びLGWAN系のネットワークからインターネットへの直接接続を遮断し、かつ個人情報の持ち出し、USBメモリー等の制限設定を行うなどして、徹底して個人情報漏えいを防ぐために、全国の自治体で実施するセキュリティ強化対策、これに資する備品に関する備品購入でございます。

規格、数量については次ページにございますので、この後説明します。

入札指名業者は以下、8社でございます。

次ページをお願いいたします。

8社入札で3者が応札、6番目の西部電気工業熊本支社が1位落札ということになっております。

右側に規格、数量がございますが、製品名で書いてありますので、いちいち説明できませんが、2番目の個人番号利用事務系に関する経費ということで、主にその1番にありますマイクロフォームファクタと書いてあると思いますが、これはパソコンですが、これが40台、それに関係するそれぞれ附属機械とソフト系を一緒にセットしたものというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

次ページをお願いします。

物品売買仮契約書でございます。1番は省略します。

2番のところでございますが、上記の物品売買について、山都町（以下「甲」という。）と西部電気工業株式会社熊本支社、取締役熊本支社長、増田毅（以下「乙」という。）とは、物件の売買に関して以下のとおり契約を締結する。なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとするということでございます。

以下につきましては、先ほど入札応札の結果のとおりでございまして、納入期限につきましては、2月28日を予定しております。

次のページでございますが、同じく調達備品はセキュリティ対策強化機器一式ということでございます。

最後のページをごらんいただきたいと思います。ちょっとわかりにくうございますので説明をさせていただきたいと思います。

その前に、昨年1月、マイナンバー関連法が施行されまして、現在、マイナンバーのカードの

交付は開始されておりますが、コンピューターを利用したそれぞれの各自治体間の情報連携につきましては、本年29年7月から開始となります。この連携が開始されれば、行政側の手続でいきますと、これまで郵送で転入者とかの照会をかけておったんですが、これがオンラインで参照可能となります。住民の皆様側から言わせると、逆に、いろんな交付申請をするときに、所得証明とかをわざわざとっていただいておりますが、その分の資料が不要となります。

ところが、そういったマイナンバーのメリットの分での施行がされ、今、やってるところでございますが、本格稼働は先ほど申しました7月からとなりますが、一昨年5月に日本年金機構の個人情報の流出事件がございました。そのときには125万件の個人情報が出たりしたわけですが、近年そういった漏えい事件とか、サイバー攻撃というのはニュースでお聞きになると思いますが、そういったものにおいて、総務省から、その分についてかなり強いセキュリティー対策をなさいということで、これを自治体情報セキュリティ強化対策事業といたしますが、今回、それにおいて全国の市町村にこのやり方を導入するものであります。

今回、物品をこういうふう導入しまして、これによってマイナンバー系と、先ほどから出ております、今、事務系でやっておりますLGWANという業務と、インターネット系の三つにきれいに分けてしまうということをやりますのでございます。

今、お聞きくださいと言いました一番下の表を見ていただきますと、一番左に破線で個人番号利用事務系というのがあると思いますが、これが今、40台のマイナンバーに係る分のパソコンを別途用意して、これまでやっている、真ん中にありますがLGWAN系、今、私どもが財務会計やいろんな文書管理、LGWAN系で情報のやりとりをしておりますが、そういった事務系と全く切り離すということになります。

それから、一番右側にあります破線の中にありますインターネット事務系につきましても、インターネットからのLGWAN、要するにいろんな情報が入ってるものにアクセスができないように、ここも分断するというので、3系統に分けることでセキュリティーを強化しようということでございます。

一番左のマイナンバー個人番号利用事務系につきましては、先ほどちょっと申しましたが、USBの接続も不可となるというほどのセキュリティーをかけていくということになります。

これにつきましては、実際、27年のほうで補正予算をいただいております、繰り越しをしたものでございます。何で今の時期になったかということでございますが、これにつきましては、全国的に今この事業を進めておりますが、まず、熊本県がセキュリティークラウドシステムというのを構築して、その後、全市町村がそれに伴ってこれを設備するというので、今、一斉に各自治体これに取りかかっているところでございます。

そういった事情で、県のほうの事業が、本年度、今、ようやく県のほうの体制ができたということで、今回、繰り越し事業となっております予算を執行させていただいて、このセキュリティー事業に取り組むということで、今回、提案させていただくことになりました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「物品売買契約の締結について（セキュリティ強化対策機器一式）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（中村一喜男君） 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。平成29年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後4時01分

平成29年1月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号	山都町保育所条例の一部改正について	1月20日	原案可決
議案第2号	平成28年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	1月20日	原案可決
議案第3号	物品売買契約の締結について（セキュリティ強化対策機器一式）	1月20日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
